

○ 平成31年度食料産業・6次産業化交付金実施要綱新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">食料産業・6次産業化交付金実施要綱</p> <p style="text-align: right;">農林水産事務次官依命通知 制定 平成30年3月30日 29食産第5353号 <u>改正 平成31年3月29日 30食産第5312号</u></p> <p>第1 趣旨 農山漁村には農林水産物を始めとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源について、1次産業の担い手である農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）が、2次及び3次産業の担い手である流通業者、食品事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組、地域資源の魅力の再発見に資する食育活動の取組<u>並びに持続可能な循環資源活用の取組</u>（以下「6次産業化の取組等」という。）を行うことは、農林漁業者等の所得を増大し、農山漁村を活性化するとともに、我が国経済の健全な発展と国民生活の安定向上にも貢献するものである。 このため、本要綱を制定し、本交付金により、6次産業化の取組等の支援を行う。</p> <p>第2 目的 本交付金により実施する事業（以下「本事業」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、農山漁村が有する地域資源を活用して新たな付加価値を生み出し、6次産業化の取組等の推進に資することを目的として行う。</p> <p>第3 事業の実施等に関して必要な事項 本事業の実施に関して必要な事項は、第4から第9までに定めるもののほか、次の(1)から(10)までに掲げる事業ごとに、別記に定めるものとする。 (1) 加工・直売の支援体制整備事業 別記1-1 (2) 加工・直売の推進支援事業 別記1-2 (3) 地域での食育の推進事業 別記2 (4) バイオマス利活用推進事業 別記3 (5) 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 別記4 <u>(6) メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業 別記5</u> <u>(7) フードバンク活動の推進事業 別記6</u></p>	<p style="text-align: center;">食料産業・6次産業化交付金実施要綱</p> <p style="text-align: right;">農林水産事務次官依命通知 制定 平成30年3月30日 29食産第5353号</p> <p>第1 趣旨 農山漁村には農林水産物を始めとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源について、1次産業の担い手である農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）が、2次及び3次産業の担い手である流通業者、食品事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組、地域資源の魅力の再発見に資する食育活動の取組、<u>地域資源であるバイオマスを活用した産業化の取組並びに地域農業の特色を踏まえた営農型太陽光発電の取組</u>（以下「6次産業化の取組等」という。）を行うことは、農林漁業者等の所得を増大し、農山漁村を活性化するとともに、我が国経済の健全な発展と国民生活の安定向上にも貢献するものである。 このため、本要綱を制定し、本交付金により、6次産業化の取組等の支援を行う。</p> <p>第2 目的 本交付金により実施する事業（以下「本事業」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、農山漁村が有する地域資源を活用して新たな付加価値を生み出し、6次産業化の取組等の推進に資することを目的として行う。</p> <p>第3 事業の実施等に関して必要な事項 本事業の実施に関して必要な事項は、第4から第9までに定めるもののほか、次の(1)から(7)までに掲げる事業ごとに、別記に定めるものとする。 (1) 加工・直売の支援体制整備事業 別記1-1 (2) 加工・直売の推進支援事業 別記1-2 (3) 地域での食育の推進事業 別記2 (4) バイオマス利活用推進事業 別記3 (5) 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 別記4 <u>[新設]</u> <u>[新設]</u></p>

(8) 研究開発・成果利用の促進事業 別記 7

(9) 加工・直売施設整備事業 別記 8-1 及び別記 8-2

(10) バイオマス利活用施設整備事業 別記 9-1 及び別記 9-2

第4 事業の実施

1 成果目標の設定

事業実施主体は、別記に定めるところにより、事業の具体的な成果目標を定めるものとする。ただし、第3の(4)に掲げる事業を除く。

2 事業の採択基準

採択基準については、次に定めるもののほか、別記に定めるものとし、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、事業実施計画が採択基準を全て満たす場合に限り、第5の2及び3に規定する協議を行うものとする。

- (1) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
- (2) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業実施計画が、事業の目的に照らし、また事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (5) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること（第3の(4)及び(5)に掲げる事業を除く。）。
- (6) 事業実施主体が、事業を自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。
- (7) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。

3 事業費の低減

事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

4 費用対効果分析

第3の(9)及び(10)に掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別記に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第5 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体（都道府県を除く。）は、次の(1)から(10)までに掲げる事業（(5)に掲げる事業を除く。）ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成し、又は作成した事業実施計画を変更したときは、都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県が自ら

[新設]

(6) 加工・直売施設整備事業 別記 5-1 及び別記 5-2

(7) バイオマス利活用施設整備事業 別記 6-1 及び別記 6-2

第4 事業の実施

1 成果目標の設定

事業実施主体は、別記に定めるところにより、事業の具体的な成果目標を定めるものとする。ただし、第3の(4)に掲げる事業を除く。

2 事業の採択基準

採択基準については、次に定めるもののほか、別記に定めるものとし、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、事業実施計画が採択基準を全て満たす場合に限り、第5の2及び3に規定する協議を行うものとする。

- (1) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
- (2) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業実施計画が、事業の目的に照らし、また事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (5) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること（第3の(4)及び(5)に掲げる事業を除く。）。
- (6) 事業実施主体が、事業を自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。
- (7) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。

3 事業費の低減

事業実施主体は、過剰な 機械、施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

4 費用対効果分析

第3の(6)及び(7)に掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別記に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第5 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体（都道府県を除く。）は、次の(1)から(7)までに掲げる事業（(5)に掲げる事業を除く。）ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成し、又は作成した事業実施計画を変更したときは、都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県が自ら

事業実施主体となる場合は、次の（１）、（３）、（５）、（７）及び（８）に掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成するものとする。

- （１）加工・直売の支援体制整備事業 別紙様式第 1 号
- （２）加工・直売の推進支援事業 別紙様式第 2 号
- （３）地域での食育の推進事業 別紙様式第 3 号
- （４）バイオマス利活用推進事業 別紙様式第 4 号
- （５）営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 別紙様式第 5 号
- （６）メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業 別紙様式第 6 号
- （７）フードバンク活動の推進事業 別紙様式第 7 号
- （８）研究開発・成果利用の促進事業 別紙様式第 8 号
- （９）加工・直売施設整備事業 別紙様式第 9 号
- （10）バイオマス利活用施設整備事業 別紙様式第 10 号

2 都道府県事業実施計画の作成及び協議

（１）都道府県知事は、1 の事業実施計画（自らが作成したものを含む。）を踏まえ、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式第 11号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議を行うものとする。

ただし、食料産業・6次産業化交付金の配分基準（平成30年3月30日付け29食産第5356号食料産業局長通知。以下「配分基準」という。）に基づく配分の対象となった事業実施計画が配分を受けることとなったポイントを下回った場合は、当該協議を行うことができないものとする。

（２）都道府県知事は、当該都道府県計画に特認団体（法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体をいう。）が事業実施主体として含まれている場合は、（１）の提出を行う際に、別記1－2から別記3に定めるところにより事業実施主体が作成した別紙様式第 12号（特認団体認定申請書）の写しを添えて、別紙様式第 13号を提出し、その内容について地方農政局長等と協議を行うものとする。

3 都道府県計画の変更又は中止若しくは廃止の協議

都道府県知事は、2の規定により作成した都道府県計画に次の（１）から （６）に掲げる事項が生じた場合又は都道府県計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、当該都道府県計画を別紙様式第 11号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議を行うものとする。

〔削る。〕

なお、変更の内容が成果目標の達成に資するものであり、次の（１）から （６）までのいずれにも該当しない場合は、当該協議を受けることなく本事業の範囲内で都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

- （１）事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除、名称の変更）
- （２）事業実施主体の成果目標の変更（成果目標の変更、目標値の変更）
- （３）特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更
- （４）新商品の変更（第3の （９）に掲げる事業に限る。）

事業実施主体となる場合は、次の（１）、（３）及び（５）に掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成するものとする。

- （１）加工・直売の支援体制整備事業 別紙様式第 1 号
- （２）加工・直売の推進支援事業 別紙様式第 2 号
- （３）地域での食育の推進事業 別紙様式第 3 号
- （４）バイオマス利活用推進事業 別紙様式第 4 号
- （５）営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 別紙様式第 5 号

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

（６）加工・直売施設整備事業 別紙様式第 6号

（７）バイオマス利活用施設整備事業 別紙様式第 7号

2 都道府県事業実施計画の作成及び協議

（１）都道府県知事は、1 の事業実施計画（自らが作成したものを含む。）を踏まえ、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式第 8号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議を行うものとする。

ただし、食料産業・6次産業化交付金の配分基準（平成30年3月30日付け29食産第5356号食料産業局長通知。以下「配分基準」という。）に基づく配分の対象となった事業実施計画が配分を受けることとなったポイントを下回った場合は、当該協議を行うことができないものとする。

（２）都道府県知事は、当該都道府県計画に特認団体（法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体をいう。）が事業実施主体として含まれている場合は、（１）の提出を行う際に、別記1－2から別記3に定めるところにより事業実施主体が作成した別紙様式第 9号（特認団体認定申請書）の写しを添えて、別紙様式第 10号を提出し、その内容について地方農政局長等と協議を行うものとする。

3 都道府県計画の変更又は中止若しくは廃止の協議

都道府県知事は、2の規定により作成した都道府県計画に次の（１）から （５）に掲げる事項が生じた場合又は都道府県計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、当該都道府県計画を別紙様式第 8号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議を行うものとする。

ただし、配分基準に基づく配分の対象となった事業実施計画以外は、当該協議を行うことができないものとする。

なお、変更の内容が成果目標の達成に資するものであり、次の（１）から （５）までのいずれにも該当しない場合は、当該協議を受けることなく本事業の範囲内で都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

- （１）事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除、名称の変更）
- （２）事業実施主体の成果目標の変更（成果目標の変更、目標値の変更）
- （３）特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更
- （４）新商品の変更（第3の （６）に掲げる事業に限る。）

(5) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第 5 条又は第 6 条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）第 4 条又は第 5 条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）の変更に伴い必要となる変更（第 3 の (9) に掲げる事業に限る。）

(6) 不用額の発生により交付決定の額の減額を受けようとするとき（地方農政局長等が必要と認められた場合に限る。）

第 6 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施、都道府県による指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付する。
- 2 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事に対し、交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第 7 事業実施状況の報告等

1 報告

事業実施主体は、別記に定めるところにより、事業実施状況の報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

ただし、事業実施年度が目標年度の事業（第 3 の（5）に掲げる事業を除く。）にあつては、当該報告を第 8 の 1 の報告に代えることができるものとする。

2 事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から 1 の規定による事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、1 の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況及び自ら事業実施主体として作成した事業実施状況について、別紙様式第 14 号により事業実施状況報告書を作成し、別記に定める報告期間に応じ、報告を受けた年度の 7 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 都道府県知事に対する指導

3 の規定による報告を受けた地方農政局長等は、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該指導の内容を、報告を受けた年度の 12 月末までに食料産業局長に報告するものとする。

(5) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第 5 条又は第 6 条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）第 4 条又は第 5 条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）の変更に伴い必要となる変更（第 3 の (6) に掲げる事業に限る。）

[新設]

第 6 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施、都道府県による指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付する。
- 2 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事に対し、交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第 7 事業実施状況の報告等

1 報告

事業実施主体は、別記に定めるところにより、事業実施状況の報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

ただし、事業実施年度が目標年度の事業（第 3 の（5）に掲げる事業を除く。）にあつては、当該報告を第 8 の 1 の報告に代えることができるものとする。

2 事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から 1 の規定による事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、1 の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況及び自ら事業実施主体として作成した事業実施状況について、別紙様式第 11 号により事業実施状況報告書を作成し、別記に定める報告期間に応じ、報告を受けた年度の 7 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 都道府県知事に対する指導

3 の規定による報告を受けた地方農政局長等は、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該指導の内容を報告を受けた年度の 12 月末までに食料産業局長に報告するものとする。

5 都道府県知事に対する報告徴収
地方農政局長等は、都道府県知事に対し、4の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

第8 事業成果の評価等

1 報告

事業実施主体は、第3の(4)及び(5)に掲げる事業を除き、別記に定めるところにより、事業を実施したことによって得られた成果について評価し、その内容について報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

2 改善措置の指導等

都道府県知事は、事業実施主体から1の規定による事業成果状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、1の規定により報告を受けた事業成果の状況及び自ら事業実施主体として作成した事業成果の状況について、別記に定める報告期間に応じ、別紙様式第14号により報告書を作成し、報告を受けた年度の9月末(第3の(3)に掲げる事業については7月末)までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 事業成果の評価

3の規定による報告を受けた地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業の成果の評価を行うものとする。また、必要に応じ、当該評価の結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該評価結果及び当該指導の内容を、評価を行った年度の12月末までに食料産業局長に報告するものとする。

第9 交付対象事業の公表

本事業の適正な実施及び透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業(第3の(9)及び(10)に掲げる事業に限る。)が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

第10 その他

事業実施主体は、事業の進行状況等を都道府県知事に随時報告するほか、都道府県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。

5 都道府県知事に対する報告徴収
地方農政局長等は、都道府県知事に対し、4の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

第8 事業成果の評価等

1 報告

事業実施主体は、第3の(4)及び(5)に掲げる事業を除き、別記に定めるところにより、事業を実施したことによって得られた成果について評価し、その内容について報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

2 改善措置の指導等

都道府県知事は、事業実施主体から1の規定による事業成果状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、1の規定により報告を受けた事業成果の状況及び自ら事業実施主体として作成した事業成果の状況について、別記に定める報告期間に応じ、別紙様式第11号により報告書を作成し、報告を受けた年度の9月末(第3の(3)に掲げる事業については7月末)までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 事業成果の評価

3の規定による報告を受けた地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業の成果の評価を行うものとする。また、必要に応じ、当該評価の結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該評価結果及び当該指導の内容を、評価を行った年度の12月末までに食料産業局長に報告するものとする。

[新設]

第9 その他

事業実施主体は、事業の進行状況等を都道府県知事に随時報告するほか、都道府県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。

- 別記 1-1 加工・直売の支援体制整備事業
- 別記 1-2 加工・直売の推進支援事業
- 別記 2 地域での食育の推進事業
- 別記 3 バイオマス利活用推進事業
- 別記 4 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業
- 別記 5 メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業
- 別記 6 フードバンク活動の推進事業
- 別記 7 研究開発・成果利用の促進事業
- 別記 8-1 加工・直売施設整備事業
- 別記 8-2 加工・直売施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い
- 別記 9-1 バイオマス利活用施設整備事業
- 別記 9-2 バイオマス利活用施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い

(様式関係)

【実施要綱本文様式】

- ・別紙様式第 1 号 食料産業・6次産業化交付金（加工・直売の支援体制整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 2 号 食料産業・6次産業化交付金（加工・直売の推進支援事業）実施計画書
- ・別紙様式第 3 号 食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 4 号 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 5 号 食料産業・6次産業化交付金（営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業）実施計画書
- ・別紙様式第 6 号 食料産業・6次産業化交付金（メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 7 号 食料産業・6次産業化交付金（フードバンク活動の推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 8 号 食料産業・6次産業化交付金（研究開発・成果利用の促進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 9 号 食料産業・6次産業化交付金（加工・直売施設整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 10 号 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用施設整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 11 号 食料産業・6次産業化交付金の都道府県計画の 協議
- ・別紙様式第 12 号 食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書
- ・別紙様式第 13 号 食料産業・6次産業化交付金における特認団体に係る認定協議
- ・別紙様式第 14 号 食料産業・6次産業化交付金の事業実施状況報告及び評価報告

【別記 1-1、別記 1-2、別記 2、別記 3、別記 4、別記 5、別記 6 及び別記 7 共通様式】

- ・別紙様式第 15 号 食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届

【別記 1-2 様式】

- 別記 1-1 加工・直売の支援体制整備事業
- 別記 1-2 加工・直売の推進支援事業
- 別記 2 地域での食育の推進事業
- 別記 3 バイオマス利活用推進事業
- 別記 4 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- 別記 5-1 加工・直売施設整備事業
- 別記 5-2 加工・直売施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い
- 別記 6-1 バイオマス利活用施設整備事業
- 別記 6-2 バイオマス利活用施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い

(様式関係)

【実施要綱本文様式】

- ・別紙様式第 1 号 食料産業・6次産業化交付金（加工・直売の支援体制整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 2 号 食料産業・6次産業化交付金（加工・直売の推進支援事業）実施計画書
- ・別紙様式第 3 号 食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 4 号 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 5 号 食料産業・6次産業化交付金（営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業）実施計画書

[新設]

[新設]

[新設]

- ・別紙様式第 6 号 食料産業・6次産業化交付金（加工・直売施設整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 7 号 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用施設整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 8 号 食料産業・6次産業化交付金の都道府県計画の 妥当性協議
- ・別紙様式第 9 号 食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書
- ・別紙様式第 10 号 食料産業・6次産業化交付金における特認団体に係る認定協議
- ・別紙様式第 11 号 食料産業・6次産業化交付金の事業実施状況報告及び評価報告

【別記 1-1、別記 1-2、別記 2、別記 3 及び別記 4 共通様式】

- ・別紙様式第 12 号 食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届

【別記 1-2 様式】

・別紙様式第 16号 食料産業・6次産業化交付金の事業収益状況報告書

【別記 3 様式】

・別紙様式第 17号 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）に関する整備状況報告書

【別記 4 様式】

・別紙様式第 18号 食料産業・6次産業化交付金の営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業に関する売電収入状況報告書

【別記 8-1 様式】

・別紙様式第 19号 食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する費用対効果分析（投資効率）

【別記 8-2 様式】

・別紙様式第 20号 食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する交付決定前着手届

・別紙様式第 21号 食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する入札結果報告・着手届

・別紙様式第 22号 食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関するしゅん功届

・別紙様式第 23号 加工・直売施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

【別記 9-1 様式】

・別紙様式第 24号 食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する費用対効果分析（投資効率）

【別記 9-2 様式】

・別紙様式第 25号 食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する交付決定前着手届

・別紙様式第 26号 食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する入札結果報告・着手届

・別紙様式第 27号 食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関するしゅん功届

・別紙様式第 28号 バイオマス利活用施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

・別紙様式第 13号 食料産業・6次産業化交付金の事業収益状況報告書

【別記 3 様式】

・別紙様式第 14号 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）に関する整備状況報告書

【別記 4 様式】

・別紙様式第 15号 食料産業・6次産業化交付金の営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業に関する売電収入状況報告書

【別記 5-1 様式】

・別紙様式第 16号 食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する費用対効果分析（投資効率）

【別記 5-2 様式】

・別紙様式第 17号 食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する交付決定前着手届

・別紙様式第 18号 食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する入札結果報告・着手届

・別紙様式第 19号 食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関するしゅん功届

・別紙様式第 20号 加工・直売施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

【別記 6-1 様式】

・別紙様式第 21号 食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する費用対効果分析（投資効率）

【別記 6-2 様式】

・別紙様式第 22号 食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する交付決定前着手届

・別紙様式第 23号 食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する入札結果報告・着手届

・別紙様式第 24号 食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関するしゅん功届

・別紙様式第 25号 バイオマス利活用施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

○ 平成31年度食料産業・6次産業化交付金実施要綱（別記1-1、1-2）新旧対照表

改正案	現行
<p>別記1-1</p> <p style="text-align: center;">加工・直売の支援体制整備事業</p> <p>第1 事業の内容等 本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 6次産業化等に関する戦略の策定</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、事業実施主体の管轄する区域内の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）、食品産業の事業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て、協議会（以下「6次産業化・地産地消推進協議会」という。）を組織し、次のアから<u>ケ</u>までに掲げる事項を含むその区域における6次産業化、農商工連携及び地産地消（以下「6次産業化等」という。）の取組に関する戦略（以下それぞれ「都道府県戦略」又は「市町村戦略」という。）を策定（更新を含む。<u>以下同じ。</u>）又は <u>策定に向けた検討を行い</u>、関係機関と連携して戦略に基づく取組を推進するものとする。</p> <p>なお、戦略を策定した都道府県又は市町村は、戦略に基づく農林漁業者等と他の事業者等とのマッチング、異業種交流等を目的とした交流会を開催することができるものとする。</p> <p>(注) 「6次産業化・地産地消推進協議会」の名称は、都道府県戦略又は市町村戦略の策定及びそれに基づく推進等が実施できる組織であれば、実情に応じて別の名称としても構わない。</p> <p>また、構成員は、地域の実情に応じて選定しても構わない。既存の協議会等を活用することも可能とする。</p> <p>複数の市町村が統一の協議会を組織する場合は、その協議会の区域で戦略を策定することができる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アの現状と課題を踏まえた6次産業化等の取組方針（2に掲げる取組の方針を含む。）</p> <p>(注) 地域で生産される農産物の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーの利用等のうち、どの分野に力を入れるのか、その取組方針等を記載すること。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p><u>ク 戦略の効果検証及び見直しに関する取組</u> (注) 必要に応じて記載すること。</p> <p><u>ケ</u> アから<u>ク</u>までに掲げるもののほか、6次産業化等を推進するために必要な事項 (注) 必要に応じて記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>別記1-1</p> <p style="text-align: center;">加工・直売の支援体制整備事業</p> <p>第1 事業の内容等 本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 6次産業化等に関する戦略の策定</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、事業実施主体の管轄する区域内の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）、食品産業の事業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て、協議会（以下「6次産業化・地産地消推進協議会」という。）を組織し、次のアから<u>ク</u>までに掲げる事項を含むその区域における6次産業化、農商工連携及び地産地消（以下「6次産業化等」という。）の取組に関する戦略（以下それぞれ「都道府県戦略」又は「市町村戦略」という。）を策定（更新を含む。）又は <u>策定（更新を含む。）するため検討し</u>、関係機関と連携して戦略に基づく取組を推進するものとする。</p> <p>なお、戦略を策定した都道府県又は市町村は、戦略に基づく農林漁業者等と他の事業者等とのマッチング、異業種交流等を目的とした交流会を開催することができるものとする。</p> <p>(注) 「6次産業化・地産地消推進協議会」の名称は、都道府県戦略又は市町村戦略の策定及びそれに基づく推進等が実施できる組織であれば、実情に応じて別の名称としても構わない。</p> <p>また、構成員は、地域の実情に応じて選定しても構わない。既存の協議会等を活用することも可能とする。</p> <p>複数の市町村が統一の協議会を組織する場合は、その協議会の区域で戦略を策定することができる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アの現状と課題を踏まえた6次産業化等の取組方針（2 <u>及び3</u>に掲げる取組の方針を含む。）</p> <p>(注) 地域で生産される農産物の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーの利用等のうち、どの分野に力を入れるのか、その取組方針等を記載すること。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>ク</u> アから<u>キ</u>までに掲げるもののほか、6次産業化等を推進するために必要な事項 (注) 必要に応じて記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>

2 (略)

[削る。]

第2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

[削る。]

第3 (略)

第4 採択基準等

1 採択基準

(1)～(4) (略)

[削る。]

[削る。]

2 (略)

3 商談会等の開催

(1) 事業内容

複数の都道府県が共同で、6次産業化等の取組により新商品を開発した農林漁業者等と流通業者等とが会する商談会の開催を行う。ただし、北海道及び沖縄県については単独の開催もできるものとする。また、必要に応じ、6次産業化等を推進するためのシンポジウムの開催、農林漁業者等をサポートするための相談会や商品改善支援会の開催及び商談会に参加する流通業者等へのアンケート調査の実施・分析を行い、実施した取組について報告書を作成する。また、アンケート調査の結果を商談会に参加した農林漁業者等に対してフィードバックを行う。

(2) 交付対象経費

商談会開催案内費(人件費、開催要領等印刷費、賃金、資料郵送費)、説明会開催費(会場借料、資料印刷費)、商談会開催費(会場借料、基本装飾費、パネル作成費、展示品輸送費、商談会資料作成費、バイヤー招へい旅費(国内に営業所を有する事業者であって国内移動に限る。)、会場設営補助員賃金)、シンポジウム開催費(講師謝金、講師旅費)、個別相談会開催費(相談員手当、相談員旅費)、ニーズ調査費(アンケート調査印刷費、集計整理賃金)、報告書作成費等

第2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 商談会等の開催支援

ア 事業実施主体

都道府県(連携する複数の都道府県全てとする。ただし、代表する一の都道府県が費用を全て負担する場合はこの限りではない。)

イ 交付率

定額

第3 (略)

第4 採択基準等

1 採択基準

(1)～(4) (略)

(5) 第1の3の商談会等の開催場所が、連携する都道府県のいずれかの地域内であること。

(6) 第1の3の商談会等においては、国産の農林水産物及び当該農林水産物の副産物(以下「国産農林水産物等」という。)を活用した商品であって次のアからエまでのいずれかに該当する商品を優先して出展するとともに、出展申込書等として「FCP展示会・商談会シート(同等

2 事業の実施に関する事項

(1)・(2) (略)

[削る。]

[削る。]

3 (略)

4 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を事業実施主体が市町村の場合は都道府県知事に事業実施主体が都道府県の場合は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

のものを含む。）」を使用するものであること。また、事業者をサポートするための相談会や商品改善支援会においては、衛生管理・品質管理に関する研修等を実施するものとする。（研修等に使用するツールとしてFCPツール等を参考にされたい。）

ア 六次産業化・地産地消法第5条の認定を受けた総合化事業計画の取組により開発された商品

イ 農商工等連携促進法（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）をいう。以下同じ。）第4条の認定を受けた農商工等連携事業計画の取組により開発された商品

ウ その他公的支援を受けて開発された商品

エ 開催地となる都道府県を中心とする周辺地域で開発された商品

（注）「FCP」とは、消費者の食に対する信頼向上を図るために、食品事業者の意欲的な取組を活性化することを目的に、農林水産省が平成20年度から取り組むプロジェクト（フード・コミュニケーション・プロジェクト）をいう。

「展示会・商談会シート」とは、展示会・商談会の場で、商品の特性や食品事業者の取組を的確に伝えるためにFCPで開発した共通の様式をいう。

【参考】<http://www.food-communication-project.jp/>

2 事業の実施に関する事項

(1)・(2) (略)

(3) 第1の3の商談会等の開催に当たっては、開催する地域を管轄する地方農政局等と連携を密にするとともに、地方農政局等から開催内容等について提案があった際には十分に考慮すること。また、食品産業、農林水産業、観光産業等の事業者・関係団体、地方公共団体等に対し、広く開催情報を提供すること。

(4) 第1の3の農林漁業者等をサポートするための相談会や商品改善支援会においては、衛生管理・品質管理に関する研修等を実施すること。（研修等に使用するツールとしてFCPツール等を参考にされたい。）

3 (略)

4 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第12号）を事業実施主体が市町村の場合は都道府県知事に事業実施主体が都道府県の場合は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

<p>(2)・(3) (略)</p> <p>5 契約の適正化 事業実施主体は、<u>第1の1のうち6次産業化等に関する戦略の策定は委託して行わせることはできないものとする。また、第1の1のうち交流会の開催及び第1の2の人材育成研修会の開催</u>の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。ただし、都道府県が自ら事業実施主体になる場合は、本要綱第5の2の規定により、その内容の協議を行うものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>第5～第7 (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>5 契約の適正化 事業実施主体は、<u>本事業の</u>全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。ただし、都道府県が自ら事業実施主体になる場合は、本要綱第5の2の規定により、その内容の協議を行うものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>第5～第7 (略)</p>
<p>別記1-2</p> <p style="text-align: center;">加工・直売の推進支援事業</p> <p>第1 事業の内容等 事業内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 直売所の売上向上に向けた多様な取組 (1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第2 事業実施主体等</p> <p>1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 交付率 定額(事業費の1/3以内(ただし、市町村戦略(本要綱別記1-1の第1の(1))に規定する市町村戦略をいう。以下同じ。))に基づいて行われる取組(戦略策定市町村に所在する事業実施主体の取組であって、当該市町村区域内で生産される農林水産物及び当該農林水産物の副産物を活用した取組として当該市町村が認めるものに限る。)にあつては、事業費の1/2以内)とし、第1の4のエに掲げる取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とする。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特認団体として事業実施主体になろうとする者は、事業実施計画の提出の際、特認団体申請書(別紙様式第12号)を都道府県知事に提出すること。</p> <p>第3 目標年度及び成果目標</p> <p>1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする(事業実施年度とすることもできる。)</p>	<p>別記1-2</p> <p style="text-align: center;">加工・直売の推進支援事業</p> <p>第1 事業の内容等 事業内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 直売所の売上<u>げ</u>向上に向けた多様な取組 (1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第2 事業実施主体等</p> <p>1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 交付率 定額(事業費の1/3以内(ただし、市町村戦略(本要綱別記1-1の第1の(1))に規定する市町村戦略をいう。<u>事業実施年度末までに市町村戦略を定めることが確実であるものを含む</u>。以下同じ。))に基づいて行われる取組(戦略策定市町村に所在する事業実施主体の取組であって、当該市町村区域内で生産される農林水産物及び当該農林水産物の副産物を活用した取組として当該市町村が認めるものに限る。)にあつては、事業費の1/2以内)とし、第1の4のエに掲げる取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とする。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特認団体として事業実施主体になろうとする者は、事業実施計画の提出の際、特認団体申請書(別紙様式第9号)を都道府県知事に提出すること。</p> <p>第3 目標年度及び成果目標</p> <p>1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする(事業実施年度とすることもできる。)</p>

2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第4 採択基準

1 採択基準

(1) 事業実施主体が市町村である場合は、市町村協議会を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。

(2) 事業実施主体が市町村協議会である場合にあつては、当該市町村が、市町村戦略を定めていること。

(3) ・ (4) (略)

(5) 第1の1の試験栽培の実施に当たっては、次のアからウまでを満たすものであること。

ア 栽培経験のある品種を栽培するものでないこと。

イ 事業実施年度中に収穫できる作物であること。

ウ 収穫した作物を販売するものでないこと。

(6) 第1の2の(1)のイの新商品開発にあつては、次のアからウまでを満たすものであること。

ア 国産農林水産物等を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。

ウ 開発した新商品にあつては、「FCP展示会・商談会シート」を作成すること。

(7) 第1の2の(1)のイの事業実施主体は、販路開拓の実施として行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。

なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて交付金の額を確定させるものであること。

ア 展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。

イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。

(8) 第1の2の(1)のイの販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「FCP展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。

(9) 第1の4の施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大及び第1の5の地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発にあつては、次のア及びイを満たすものであること。

ア 地場産農林水産物等を活用し、かつ、その給食を提供する施設を利用する者又は介護食品の提供を受ける者の需要に即したものであって、原材料の安定的な生産・供給体制や製造過程における技術的な課題の解決策、価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。

2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第4 採択基準

1 採択基準

(1) 事業実施主体が市町村である場合は、市町村協議会を設置し、かつ、市町村戦略を定め、又は事業実施年度末までに定めることが確実であること。

(2) 事業実施主体が市町村協議会である場合にあつては、当該市町村が、市町村戦略を定め、又は事業実施年度末までに定めることが確実であること。

(3) ・ (4) (略)

[新設]

(5) 第1の2の(1)のイの新商品開発にあつては、次のアからウまでを満たすものであること。

ア 国産農林水産物等を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。

ウ 開発した新商品にあつては、「FCP展示会・商談会シート」を作成すること。

(6) 第1の2の(1)のイの事業実施主体は、販路開拓の実施として行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。

なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて交付金の額を確定させるものであること。

ア 展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。

イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。

(7) 第1の2の(1)のイの販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「FCP展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。

(8) 第1の4の施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大及び第1の5の地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発にあつては、次のア及びイを満たすものであること。

ア 地場産農林水産物等を活用し、かつ、その給食を提供する施設を利用する者又は介護食品の提供を受ける者の需要に即したものであって、原材料の安定的な生産・供給体制や製造過程における技術的な課題の解決策、価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。

2 (略)

3 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。

(2)・(3) (略)

4 契約の適正化

(1) (略)

(2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。また、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29食産第5355号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第20の(2)に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（交付要綱別記様式第10号）の提出を求めるものとする。

第5・第6 (略)

第7 事業収益状況の報告

事業実施主体は、第1の2の(1)のアの新商品の開発、第1の3の(1)のイの新商品の開発及び第1の5の(1)の介護食品の開発に関して、事業を実施することにより発生した収益（以下別記1-2において「事業収益」という。）の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間毎年、別紙様式第16号により事業収益状況報告書を作成し、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2月以内に、本要綱第5の1の規定により事業実施計画を提出した都道府県知事に提出するものとする。

なお、本事業の事業収益が1カ年も発生していない場合で4年目以降も本事業で開発した新商品又は介護食品の製造・販売事業を継続する場合は、4年目以降も別紙様式第16号を作成し、当該新商品の製造・販売の取り止めた年度又は事業収益が発生することとなった年度の翌年度まで都道府県知事に報告するものとする。

第8～第10 (略)

2 (略)

3 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第12号）を都道府県知事に提出するものとする。

(2)・(3) (略)

4 契約の適正化

(1) (略)

(2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。また、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29食産第5355号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第19の(2)に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（交付要綱別記様式第10号）の提出を求めるものとする。

第5・第6 (略)

第7 事業収益状況の報告

事業実施主体は、第1の2の(1)のアの新商品の開発、第1の3の(1)のイの新商品の開発及び第1の5の(1)の介護食品の開発に関して、事業を実施することにより発生した収益（以下別記1-2において「事業収益」という。）の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間毎年、別紙様式第13号により事業収益状況報告書を作成し、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2月以内に、本要綱第5の1の規定により事業実施計画を提出した都道府県知事に提出するものとする。

なお、本事業の事業収益が1カ年も発生していない場合で4年目以降も本事業で開発した新商品又は介護食品の製造・販売事業を継続する場合は、4年目以降も別紙様式第13号を作成し、当該新商品の製造・販売の取り止めた年度又は事業収益が発生することとなった年度の翌年度まで都道府県知事に報告するものとする。

第8～第10 (略)

○ 平成31年度食料産業・6次産業化交付金実施要綱（別記2）新旧対照表

改正案	現行
<p>別記2</p> <p style="text-align: center;">地域での食育の推進事業</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>第3次食育推進基本計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第17条に基づき作成した都道府県食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）に定められた目標のうち、次の①から⑥までに掲げる目標の達成に向けて、食文化の <u>保護・継承、農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及</u>、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、共食の場における食育活動、食品ロス削減等に係る次の1から8までの取組の全部又は一部を行う。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見に資するよう配慮するとともに、事業実施主体においては、事業で実施した取組を都道府県域内に広く普及させるための取組を行うものとする。</p> <p>さらに、都道府県は、本事業を効果的・効率的に実施することを目的として、本事業の実施主体及び必要に応じてその他の関係者が参加する会議を事業実施期間内に開催するものとする。なお、同会議の開催に当たっては、会議参加者ほかで構成する食育協議会を組織するよう努めるものとする。</p> <p>[目標]</p> <p>① 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす ② 農林漁業体験を経験した国民を増やす ③ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす ④ 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす ⑤ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす ⑥ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす</p> <p>1 食育推進検討会の開催</p> <p>日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供の推進等を図るための食育推進検討会を開催し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワーク構築等を行う。</p> <p>また、地域の食育関係情報を事例調査等で整備し、優良な食育活動の普及等を図り、食育推進活動の指導を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 農林漁業体験の機会の提供</p>	<p>別記2</p> <p style="text-align: center;">地域での食育の推進事業</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>第3次食育推進基本計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第17条に基づき作成した都道府県食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）に定められた目標のうち、次の①から⑥までに掲げる目標の達成に向けて、食文化の <u>継承、和食給食の普及、農林漁業体験機会の提供</u>、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、共食の場における食育活動、食品ロス削減等に係る次の1から8までの取組の全部又は一部を行う。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見に資するよう配慮するとともに、事業実施主体においては、事業で実施した取組を都道府県域内に広く普及させるための取組を行うものとする。</p> <p>さらに、都道府県は、本事業を効果的・効率的に実施することを目的として、本事業の実施主体及び必要に応じてその他の関係者が参加する会議を事業実施期間内に開催するものとする。なお、同会議の開催に当たっては、会議参加者ほかで構成する食育協議会を組織するよう努めるものとする。</p> <p>[目標]</p> <p>① 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす ② 農林漁業体験を経験した国民を増やす ③ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす ④ 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす ⑤ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす ⑥ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす</p> <p>1 食育推進検討会の開催</p> <p>日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験の機会提供の推進等を図るための食育推進検討会を開催し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワーク構築等を行う。</p> <p>また、地域の食育関係情報を事例調査等で整備し、優良な食育活動の普及等を図り、食育推進活動の指導を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 農林漁業体験の機会の提供</p>

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。

(交付対象経費)

(1) (略)

(2) 農林漁業体験の機会の提供費

体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するもの）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

(3) (略)

6 (略)

7 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズの把握、共食の場において食材を提供する地域の 農林漁業者等 とのマッチング の取組、地域の 農林漁業者等 や食文化の継承者を招いた食育の取組 及び 地域において共食の場を試験的に設けるための取組を行う。なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにすることとする。

(交付対象経費)

(1) (略)

(2) 農林漁業者等 とのマッチングの調査・調整費

調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費等

(3) ・ (4) (略)

8 (略)

第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

都道府県、市区町村、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特に認める団体（以下「特認団体」という。）。)

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。

(交付対象経費)

(1) (略)

(2) 農林漁業体験の機会の提供費

体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するもの）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

(3) (略)

6 (略)

7 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズの把握、共食の場において食材を提供する地域の 生産者 とのマッチング及び地域の 農業者 や食文化の継承者を招いた食育の取組並びに地域において共食の場を試験的に設けるための取組を行う。なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにすることとする。

(交付対象経費)

(1) (略)

(2) 生産者 とのマッチングの調査・調整費

調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費等

(3) ・ (4) (略)

8 (略)

第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

都道府県、市区町村、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特に認める団体（以下「特認団体」という。）。)

2・3（略）

第3・第4（略）

第5 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成及び協議

- (1) 本要綱第5の1の規定に基づき、事業実施主体は、別紙様式第3号により事業実施計画を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該事業実施計画を、その 事業実施主体が所在する 行政区域の都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画を本要綱第4の2及び別記2第4の採択基準に準じて審査し、採択した計画に自身の事業計画を含めて、別紙様式第11号により都道府県事業実施計画を作成するものとする。
- (3)（略）
- (4) 都道府県事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の協議については、本要綱第5の3による。
- (5)（略）

2 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を別紙様式第3号別添の「第2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。

なお、委託して行わせる範囲は、事業区分 ごと の事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、地方公共団体が委託する場合を除く。

- (1)・(2)（略）

3 地域での食育の推進事業に係る都道府県の手続

(1) 交付決定及び額の確定

都道府県知事は、事業実施計画の協議が整った後、事業実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。

また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定した後、確定額に基づき支払を行うものとする。

- (2)（略）

4 申請できない経費

- (1) 本事業を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 交付金の交付決定前に発生した経費。 ただし、6の(1)ただし書の場合を除く。
- (3)～(5)（略）

5（略）

2・3（略）

第3・第4（略）

第5 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成及び協議

- (1) 本要綱第5の1の規定に基づき、事業実施主体は、別紙様式第3号により事業実施計画を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該事業実施計画を、その 属する 行政区域の都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画を本要綱第4の2及び別記2第4の採択基準に準じて審査し、採択した計画に自身の事業計画を含めて、別紙様式第8号により都道府県事業実施計画を作成するものとする。
- (3)（略）
- (4) 都道府県事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の協議については、本要綱第5の3による。
- (5)（略）

2 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を別紙様式第3号別添の「第2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。

なお、委託して行わせる範囲は、事業区分 毎 の事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、地方公共団体が委託する場合を除く。

- (1)・(2)（略）

3 地域での食育の推進事業に係る都道府県の手続

(1) 交付決定及び額の確定

都道府県知事は、事業実施計画の協議が整った後、事業実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。

また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定した後、確定額に基づき 支払い を行うものとする。

- (2)（略）

4 申請できない経費

- (1) 本事業を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 交付金の交付決定前に発生した経費
- (3)～(5)（略）

5（略）

6 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付金の交付決定後とする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体においては、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した「食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届」（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県が、交付決定前に着手しようとする場合は、同届けを地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (略)

第6 事業実施状況等の報告及び指導

1 (略)

2 事業成果の報告

(1) 事業実施主体は、本要綱第8の規定に基づき、別紙様式第14号（別表2）により、事業によって得られた成果を報告書に取りまとめるものとする。また、都道府県以外が事業実施主体である場合は、当該報告書とその属する行政区域の都道府県知事に報告する。

(2) (略)

(3) 都道府県知事は、(1)により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況に、自らの成果を併せて、「都道府県事業評価報告書」として別紙様式第14号（別表2）に取りまとめた上で、事業終了年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(4) 農林水産省及び地方農政局等 （北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局をいう。以下同じ。）は、あらかじめ都道府県知事に連絡した上で、報告のあった事業成果を公表できるものとする。

また、本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めることとする。

3 (略)

第7・第8 (略)

6 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付金の交付決定後とする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体においては、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した「食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届」（別紙様式第12号）を都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県が、交付決定前に着手しようとする場合は、同届けを地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (略)

第6 事業実施状況等の報告及び指導

1 (略)

2 事業成果の報告

(1) 事業実施主体は、実施要綱第8の規定に基づき、別紙様式第11号（別表2）により、事業によって得られた成果を報告書に取りまとめるものとする。また、都道府県以外が事業実施主体である場合は、当該報告書とその属する行政区域の都道府県知事に報告する。

(2) (略)

(3) 都道府県知事は、(1)により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況に、自らの成果を併せて、「都道府県事業評価報告書」として別紙様式第11号（別表2）に取りまとめた上で、事業終了年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(4) 農林水産省及び地方農政局等は、あらかじめ都道府県知事に連絡した上で、報告のあった事業成果を公表できるものとする。

また、本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めることとする。

3 (略)

第7・第8 (略)

○ 平成31年度食料産業・6次産業化交付金実施要綱（別記3）新旧対照表

改正案	現行
<p>別記3</p> <p style="text-align: center;">バイオマス利活用推進事業</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>事業内容、交付対象となる経費の範囲、事業実施主体、交付率及び採択基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業実施主体</p> <p>産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。以下同じ。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p><u>〔削る。〕</u></p> <p>(1)・(5) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第2 申請できない経費等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。</p> <p>ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>別記3</p> <p style="text-align: center;">バイオマス利活用推進事業</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>事業内容、交付対象となる経費の範囲、事業実施主体、交付率及び採択基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業実施主体</p> <p>産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、<u>特例民法法人</u>、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。以下同じ。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p><u>ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であり、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回るが見込まれるものに対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として交付金の交付決定を行うことができないものとする。</u></p> <p>(1)・(5) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第2 申請できない経費等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。</p> <p>ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第12号）を都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第3 事業実施状況の報告

- 1 (略)
- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目（別紙様式14号に規定されている項目）について、具体的に作成するものとする。

第4 整備状況の報告

事業実施主体は、基本設計支援事業、実施設計支援事業又は協議・手続支援事業を実施した場合には、バイオマス利活用施設の整備後、速やかに食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）に関する整備状況報告書（別紙様式第17号）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

第5 (略)

第6 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、「SDGs 未来都市計画」における自治体によるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に係る施策との連携等に配慮するものとする。

第7 その他

- 1 事業実施計画の添付資料
事業実施主体が作成する食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）実施計画書（別紙様式第4号）には、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 事業実施主体の概要が分かる資料
 - ア (略)
 - イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
 - ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第12号）
ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。
 - (2)～(4) (略)
- 2 (略)

第3 事業実施状況の報告

- 1 (略)
- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目（別紙様式11号に規定されている項目）について、具体的に作成するものとする。

第4 整備状況の報告

事業実施主体は、基本設計支援事業、実施設計支援事業又は協議・手続支援事業を実施した場合には、バイオマス利活用施設の整備後、速やかに食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）に関する整備状況報告書（別紙様式第14号）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

第5 (略)

[新設]

第6 その他

- 1 事業実施計画の添付資料
事業実施主体が作成する食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）実施計画書（別紙様式第4号）には、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 事業実施主体の概要が分かる資料
 - ア (略)
 - イ 事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
 - ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第9号）
ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。
 - (2)～(4) (略)
- 2 (略)

○ 平成31年度食料産業・6次産業化交付金実施要綱（別記4）新旧対照表

改正案	現行
<p>別記4</p> <p style="text-align: center;">営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、次に掲げるものとする。なお、本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合は、以下の経費であっても、認めないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実証試験の実施</p> <p>事業実施主体は、農作物の収益性向上や農作業の効率化、安定した生産量の確保など、農業の高収益化に焦点を置き、地域における栽培作物、栽培方法、太陽光発電設備下部で効率的に利用可能な機械及び太陽光発電設備の遮光率や強度等を確立するための実証試験を実施することにより、営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込みを検討する際の根拠となる関連データ等を整備するものとする。試験においては、太陽光発電設備を設置しない対照区を必ず設けるものとする。対象作物は、地域において推奨・奨励している又はその候補である作物や <u>普及指導員等</u> による栽培指導を行っている又はその候補である作物とする。</p> <p>(交付対象経費)</p> <p>専門員手当、賃金、計測機器のリース料、借地料、資材購入費（種苗費、種子費、肥料費、農薬費、諸資材費）、委託費（専門員手当、賃金、計測機器のリース料、資材購入費）等</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2 事業実施主体及び交付率</p> <p>本事業の事業実施主体は都道府県、交付率は定額とする。1の都道府県が申請できる件数は1件までとする。</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 採択基準等</p> <p>1 採択基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>別記4</p> <p style="text-align: center;">営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、次に掲げるものとする。<u>また、事業実施期間2年目の交付対象経費は、(2)の太陽光発電設備費を除く。</u>なお、本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合は、以下の経費であっても、認めないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実証試験の実施</p> <p>事業実施主体は、農作物の収益性向上や農作業の効率化、安定した生産量の確保など、農業の高収益化に焦点を置き、地域における栽培作物、栽培方法、太陽光発電設備下部で効率的に利用可能な機械及び太陽光発電設備の遮光率や強度等を確立するための実証試験を実施することにより、営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込みを検討する際の根拠となる関連データ等を整備するものとする。試験においては、太陽光発電設備を設置しない対照区を必ず設けるものとする。対象作物は、地域において推奨・奨励している又はその候補である作物や <u>農業改良普及員等</u> による栽培指導を行っている又はその候補である作物とする。</p> <p>(交付対象経費)</p> <p>専門員手当、賃金、<u>太陽光発電設備費（設置工事費を含む）</u>、計測機器のリース料、借地料、資材購入費（種苗費、種子費、肥料費、農薬費、諸資材費）、委託費（専門員手当、賃金、計測機器のリース料、資材購入費）等</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2 事業実施主体及び交付率</p> <p>本事業の事業実施主体は都道府県、交付率は定額 <u>(2,000万円を上限)</u> とする。1の都道府県が申請できる件数は1件までとする。</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 採択基準等</p> <p>1 採択基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

- (3) 実証結果を試験方法も含めて公表し、当該地域の農業指導や「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）」等の営農型太陽光発電実施のための農地の一時転用許可に関する通知等に基づき、農地の一時転用許可の判断のための参考資料として活用できる計画となっていること。
- (4) 事業運営に必要な関係法令等許認可 を取得していること。
- (5) 事業実施計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と事業実施主体が連系に係る 契約を申し込んでいること。

2 (略)

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては該当都府県を管轄する地方農政局をいう。以下同じ。）の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金の推進事業に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては該当都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

- (2) ・ (3) (略)

4 (略)

第6 (略)

第7 売電による収入状況の報告

本事業で、交付金により太陽光発電設備を導入した事業実施主体は、売電収入が発生した年度分の売電収入について、事業実施初年度の翌年度から5年間、毎年度、電気事業者からの入金完了後2月以内に、別紙様式18号により地方農政局長等に報告するものとする。

第8・第9 (略)

- (3) 実証結果を試験方法も含めて公表し、当該地域の農業指導や「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（24農振第2657号）」等の営農型太陽光発電実施のための農地の一時転用許可に関する通知等に基づき、農地の一時転用許可の判断のための参考資料として活用できる計画となっていること。
- (4) 事業運営に必要な関係法令等許認可 の取得の見通しが立っていること。
- (5) 事業実施計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と事業実施主体が連系に係る 契約を締結する見込みがあること。

2 (略)

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては該当都府県を管轄する地方農政局をいう。以下同じ。）の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金の推進事業に関する交付決定前着手届（別紙様式第12号）を、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては該当都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

- (2) ・ (3) (略)

4 (略)

第6 (略)

第7 売電による収入状況の報告

本事業で、交付金により太陽光発電設備を導入した事業実施主体は、売電収入が発生した年度分の売電収入について、事業実施初年度の翌年度から5年間、毎年度、電気事業者からの入金完了後2月以内に、別紙様式15号により地方農政局長等に報告するものとする。

第8・第9 (略)

○ 平成31年度食料産業・6次産業化交付金実施要綱（別記5）新旧対照表

改正案	現行
<p>別記5</p> <p style="text-align: center;">メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p><u>本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>1 事業内容</p> <p><u>本事業は、メタン発酵消化液及び食品リサイクルたい肥等（以下「消化液等」という。）を肥料として地域で有効利用するため、以下の取組を支援するものとする。</u></p> <p>(1) 消化液等の利用促進活動の推進</p> <p><u>消化液等を肥料として地域で有効利用するため、以下の取組を行う。</u></p> <p>ア 協議会等設立・運営</p> <p><u>消化液等製造者、地方公共団体、農林漁業者、地域住民、有識者、JA等で構成される協議会を設立し、消化液等の肥料としての有効性についての情報収集及び見識の共有並びに消化液等を肥料として利用するための課題の抽出を行い、イにより得た成果と合わせて課題の解決方法等の検討を行うとともに、消化液等を有効利用するためのロードマップ等の作成を行う。</u></p> <p>イ 先進地視察</p> <p><u>消化液等の肥料利用が良好になされている先進地を視察し、取組の参考となる情報を得る。</u></p> <p>ウ 報告書作成</p> <p><u>ア、イの成果を取りまとめ、報告書を作成する。</u></p> <p>(2) 農林漁業者等への理解醸成の促進</p> <p><u>消化液等の肥料利用について、地域の農林漁業者等の理解醸成を促進するため、以下の取組を行う。</u></p> <p>ア 肥効分析</p> <p><u>イで用いる消化液等について、肥効分析を行う。</u></p> <p>イ 現地調査・実証</p> <p><u>現地における消化液等の肥料散布調査・実証を行う。</u></p> <p>ウ 普及啓発資料作成・サンプル提供</p> <p><u>ア及びイの結果を用いた普及啓発資料の作成・配布、消化液等のサンプル提供等を行う。</u></p> <p>エ 研修会開催</p> <p><u>アからウまでの結果を用いた研修会を行う。</u></p> <p>オ 報告書作成</p> <p><u>アからエまでの成果を取りまとめ、報告書を作成する。</u></p> <p>2 交付対象経費</p>	<p>[新設]</p>

人件費（1に直接従事するものの人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知））に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員旅費））、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託料）、使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）

第2 事業実施主体等

本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

1 事業実施主体

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- （1）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- （2）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。
- （3）本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （4）日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- （5）特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

2 交付率

交付金の交付率は、定額とする。ただし、第1の1（2）の取組のうち、ア、イ、エ及びオの取組については、交付の対象となる経費の1/2以内とする。

第3 目標年度及び事業目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。
- 2 事業目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第4 採択基準等

1 採択基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 消化液等の肥料利用を促進することを目的に組織した協議会等が設立済みであること又は速やかに設立することを確認できること。
- (3) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち、事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関する経費
- (2) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費（3の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (7) 施設・設備等の詳細設計のための経費
- (8) 新技術の実用可能性を判断するための実証試験費
- (9) 海外への渡航、滞在等のための経費

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月

日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

4 契約の適正化

事業実施主体が他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料を食料産業・6次産業化交付金(メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業)実施計画書(別紙様式第6号)に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

(1) 委託先及び委託先の会社概要(委託先が決定している場合に限る。)

(2) 委託契約書の案(委託する事業の内容及びそれに要する経費)

第5 事業実施状況の報告

本要綱第7の1の規定により、事業実施主体は、その実施する事業を終了した年度から目標年度までの間、毎年度、事業の実施状況に関する項目(別記様式第14号に規定された項目)について報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

(1) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況について、事業目標及び事業目標の達成率を踏まえ記載すること。

(2) (1)を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とする。

(1) 事業実施主体自身

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作

成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（1）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第8 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、「SDGs 未来都市計画」における自治体による SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に係る施策との連携等に配慮するものとする。

第9 その他

1 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成する食料産業・6次産業化交付金（メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業）実施計画書（別紙様式第6号）には、次の書類を添付するものとする。

（1）事業実施主体の概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあつては、食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第12号）

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料を提出すること。

（2）金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

2 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、本要綱及び食料産業・6次産業化交付金交付要綱（以下「要綱等」という。）を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

(2) 交付金の経理

交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に基づき、適正に執行すること。

イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

ウ 事業実施主体は、事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、交付金受領後1か月を目途に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を都道府県知事に報告すること。

エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。

○ 平成31年度食料産業・6次産業化交付金実施要綱（別記6）新旧対照表

改正案	現行
<p><u>別記6</u></p> <p style="text-align: center;"><u>フードバンク活動の推進事業</u></p> <p><u>第1 事業の内容等</u></p> <p><u>本事業は、食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、フードバンク活動（家庭から発生する余剰食品を提供するフードドライブ活動に関する取組を除く。）の発展に向け、次の1又2の取組を支援するものとする。</u></p> <p><u>1 検討会の開催等</u></p> <p><u>（1）事業内容</u></p> <p><u>次のアからカまでの取組を行う。ただし、イからオまでの取組については、いずれか1つ又は複数の取組を選択して実施するものとする。</u></p> <p><u>ア 検討会の開催</u> <u>特定非営利活動法人、食品関連事業者、社会福祉法人、フードバンク活動団体、消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品ロス削減の検討を行い、今後の具体的活動方策等を取りまとめる。</u></p> <p><u>イ 研修会等の開催</u> <u>食品関連事業者、フードバンク活動団体等の実務に携わる関係者に向け、（1）で取りまとめた内容に係る研修会等を開催する。</u></p> <p><u>ウ 普及啓発の実施</u> <u>フードバンク活動の社会的意義や食品ロス削減の効果等の普及啓発資料を作成し、食品関連事業者や消費者等に対し普及啓発を行う。</u></p> <p><u>エ 人材育成の実施</u> <u>フードバンク活動団体の人材育成に向けて、食品衛生管理及びフードバンク活動団体の運営方法等の習得のため、食品衛生責任者講習、先進フードバンクでの現地研修の受講等の取組を行う。</u></p> <p><u>オ 連携強化の実施</u> <u>他のフードバンク活動団体との連携強化を図るための情報交換会を開催する。</u></p> <p><u>カ 報告書の作成</u> <u>アからオまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。</u></p> <p><u>（2）交付対象経費</u></p> <p><u>交付対象となる経費の範囲は、（1）のアからカまでそれぞれにつき、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 検討会の開催等</u> <u>委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費</u></p> <p><u>イ 研修会等の開催</u> <u>講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費</u></p>	<p>[新設]</p>

ウ 普及啓発の実施

講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、普及啓発資料作成費（資料作成に係る事務局員手当及びデザイン費を含む。）及び消耗品費

エ 人材育成の実施

講習会等受講費（講習会受講料、研修指導謝金）及び受講者旅費

オ 連携強化の実施

講師謝金・旅費、会場借料、通信運搬費、消耗品費及び印刷製本費

カ 報告書の作成

印刷製本費

2 フードバンク活動支援

(1) 事業内容

フードバンク活動のための食品の保管用倉庫、運搬用器具、入出庫管理用機器等の賃借を行う。

(2) 交付対象経費

次に掲げる賃借料とする。

ア 未利用食品を一時保管するための常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等の賃借料

イ 未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカー等の賃借料（燃料を除く。）

ウ 未利用食品の在庫管理又は入出庫管理のための機器等の賃借料（インク等の消耗品を除く。）

第2 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、次に掲げるとおりとする。

都道府県、市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であつて都道府県知事が地方農政局長等（北海道においては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特に認める団体（以下「特認団体」という。）

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

(4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が總會等において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（別紙様式第7号）を提出する際、別紙様式12号（特認団体認定申請書）を併せて都道府県知事に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成31年度までとする。

第4 目標年度及び成果目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする（事業実施年度とすることも可能とする。）
- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第5 採択基準等

1 採択基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 平成31年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していない団体又は青果物等生鮮食品の取扱量を拡大するフードバンク活動団体であること。
- (5) 以下に掲げる事業において3回以上補助を受けたことのある団体でないこと。
 - ア 平成22年度 食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）
 - イ 平成23年度 食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）
 - ウ 平成24年度 食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）
 - エ 平成25年度 食品産業環境対策推進事業 食品廃棄物等削減推進事業（フードバンク活動に係る事業）
 - オ 平成26年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動等の推進事業（フードバンク活動の支援に係る事業）
 - カ 平成27年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動等の推進事業
 - キ 平成28年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動等の推進事業
 - ク 平成29年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動の推進事業
 - ケ 平成30年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業 フードバンク活動の推進事業

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関する経費
- (2) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 補助金の交付決定前に発生した経費（ただし、7（1）のただし書により、交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含ま

れる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額

（6）その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

（7）施設・設備等の詳細設計のための経費

（8）技術の実証を行うための経費

（9）海外への渡航、滞在等のための経費

3 事業の着手

（1）事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第 15 号）を都道府県知事に提出するものとする。

（2）（1）ただし書により交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

（3）都道府県は、（1）ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

4 契約の適正化

（1）事業実施主体が民間団体等の場合は、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料を食料産業・6次産業化交付金（フードバンク活動の推進事業）実施計画書（別紙様式第 7 号）に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。

ア 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）

イ 委託契約書の案（委託する事業の内容及びそれに要する経費）

（2）事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を別紙様式第 7 号別添の「第 2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。なお、委託して行わせる範囲は、事業区分毎の事業費の 2 分の 1 を超えてはならない。

ア 委託先が決定している場合は、委託先名

イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第6 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成及び協議

- (1) 本要綱第5の1の規定に基づき、事業実施主体は、別紙様式第7号により事業実施計画を作成するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画を本要綱第4の2及び別記6第4の採択基準に準じて審査し、採択した計画に自身の事業計画を含めて、別紙様式第11号により都道府県事業実施計画を作成するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)により作成した都道府県事業実施計画を、地方農政局長等に提出し、その内容の妥当性について協議を行うものとする。
- (4) 都道府県事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の協議については、本要綱第5の3による。
- (5) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、(2)における採択に当たって、必要に応じ追加の資料の提出を求めることができるものとする。

2 フードバンク推進事業に係る都道府県の手続

(1) 交付決定及び額の確定

都道府県知事は、事業実施計画の協議が整った後、事業実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定した後、確定額に基づき支払を行うものとする。

(2) 事業の進捗状況管理、助言等

都道府県知事は、本事業に係る要綱等に基づき、事業実施主体に必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

第7 事業実施状況等の報告

- 1 事業実施主体は、本要綱第8の規定に基づき、別紙様式第14号により、事業によって得られた成果を報告書に取りまとめ、当該報告書はその属する行政区域の都道府県知事に報告する。
- 2 農林水産省及び地方農政局等は、あらかじめ都道府県知事に連絡した上で、報告のあった事業成果を公表できるものとする。
また、本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めることとする。

第8 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ

記載すること。

3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第9 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、「SDGs 未来都市計画」における自治体によるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に係る施策との連携等に配慮するものとする。

○ 平成31年度食料産業・6次産業化交付金実施要綱（別記7）新旧対照表

改正案	現行
<p><u>別記7</u></p> <p style="text-align: center;"><u>研究開発・成果利用の促進事業</u></p> <p><u>第1 事業の内容等</u></p> <p><u>1 事業内容</u></p> <p><u>本事業は、農林漁業者等と異業種の事業者との連携による地域資源を活用した新事業の創出等を促進するため、実用化の可能性のある研究開発成果（新技術等）の利用促進を図ることとし、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第7条又は第8条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた研究開発・成果利用事業計画（以下「認定研究開発・成果利用事業計画」といい、同認定を受けた者を「認定研究開発・成果利用事業者」という。）に従って、多様な関係者が連携して行う次の取組を支援するものとする。</u></p> <p><u>（1）新技術等の導入実証</u></p> <p><u>現場段階における新技術等の導入実証や利用体系の確立、コスト分析等を行う取組</u></p> <p><u>（2）試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立</u></p> <p><u>商品化に向けた品質・機能性成分等の分析や試作品の製造、評価等を行う取組</u></p> <p><u>（3）新商品等の試験販売、販路開拓</u></p> <p><u>新商品等の開発、商品デザインの作成、試験販売及びマーケティング等を行う取組</u></p> <p><u>2 交付対象経費</u></p> <p><u>謝金（事業化検討会等に参加する専門家等への謝金）、旅費（事業化検討会等に参加する専門家、調査員等に係る旅費）、開発費（研究員手当、原材料費、機材・資材費（※）等）、調査費（調査員手当（市場調査、消費者評価、経営分析・評価等））、検査・分析費（品質検査費、栄養成分分析費、機能性成分分析費、細菌検査費等）、試作品等製造費（技術士手当、原材料費、機材・資材費（※）等）、資料作成費（調査資料作成費、会議資料作成費、報告書作成費、説明パンフ作成費、アンケート調査票作成費等）、会議費（会場費、会議機材借料等）、人件費（事務局人件費、評価会会場運営に係る人件費及びアンケート集計に係るアルバイト人件費等）、委託費（ラベル・パッケージデザイン作成等委託費）、実証施設・機材借料（加工施設・機材借料、冷蔵施設借料、衛生管理機材借料等）、その他の研究開発成果の利用促進に必要な取組に要する経費</u></p> <p><u>（※）事業実施に必要な機材・資材の購入費は、1件当たりの取得価格が50万円未満であって、借用が困難な場合に限り交付対象とする。</u></p> <p><u>第2 事業実施主体</u></p> <p><u>1 本事業の事業実施主体は、認定研究開発・成果利用事業者又は認定研究開発・成果利用事業</u></p>	<p>[新設]</p>

者を含む関係者で構成する事業化共同体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

2 コンソーシアムは、次の全ての要件を満たすものでなければならない。

(1) 構成員の中に認定研究開発・成果利用事業者が含まれていること。

(2) 構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は代表団体が交付金交付に係る全ての手続等を担うこと。

(3) 定款、組織規程、経理規程、組織運営に関する規約があること。

(4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第3 目標年度及び成果目標

1 事業の目標年度は、原則、事業実施年度とする。ただし、事業成果の検証が事業終了後に得られるデータ等により行われる場合については、事業実施年度から3年以内で目標年度を設定することができる。

2 成果目標は、研究開発成果の活用により、農林水産物等又は新商品について、既存の技術等を活用した場合と比較して、生産等又は販売の効率性及びコスト面で一定程度の改善が図られること、既存の技術等では生産等又は販売を行うことができない生産等又は販売が行われること、研究開発成果について現場に即した利用体系が確立されること等、認定研究開発・成果利用事業の目標又はその前段階といえる目標を設定するものとする。

第4 採択基準

1 採択基準

(1) 認定研究開発・成果利用事業計画に従って行う取組であること。

(2) 農林漁業者、試験研究機関、地方公共団体及び民間事業者等、関係者による研究開発成果の利用及び事業化に向けた連携体制が確保されていること。

(3) 目標年度において、事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。

2 申請できない経費

(1) 事業を実施する上で必要とは認められない経費（本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費を含む。）は、所要額に含めることができない。

(2) 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

ア 本事業を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

イ 交付金の交付決定前に発生した経費（3の（1）のただし書により交付決定前に着手した場合を除く。）

ウ 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じ

て得た金額)

エ 本事業の実施に伴い相応の利益を得る可能性のある取組に関わる経費

3 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付金の交付決定後とする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体においては、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した「食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届」(別紙様式第15号)を都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県が、交付決定前に着手しようとする場合は、同届けを地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

(2) (1) ただし書による交付決定前の着手は、事業の内容及び交付金の交付が確実にってから行うものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

4 契約の適正化

事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画(別紙様式第8号により作成されたものをいう。以下別記7において同じ。)に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。ただし、都道府県が自ら事業実施主体になる場合は本要綱第5の2の規定により、その内容の協議を行うものとする。

ア 委託先が決定している場合は、その委託先

イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

1 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。

3 2を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報

告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（1）から（3）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

（1）事業実施主体の自社

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（1）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第8 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- 1 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく都道府県を通じて地方農政局長等に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に都道府県を通じて地方農政局長等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

改正案	現行
<p>別記<u>8</u>－1</p> <p style="text-align: center;">加工・直売施設整備事業</p> <p>第1 事業の内容 <u>本事業は、次の1又は2の取組において施設等を整備する際に要する経費（以下別記8－1において「施設等整備に要する経費」という。）の額から第3の2の資金の額を除いた自己負担部分を助成するものとする。</u> 1・2 [略]</p> <p>第2 交付対象施設等の範囲 第1の1及び2の取組のうち事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であるものについては次の1及び2を、第1の2の取組のうち事業実施主体が中小企業者であるものについては次の3を、それぞれ交付対象とする。 1 [略] 2 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等 (1)～(3) [略] (4) 農産物生産に必要な施設 農業用機械・建物（ただし、新商品の原材料となる農林水産物の生産に用いる等、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携計画の取組に真に必要なものに限る。） (5)～(13) [略] 3 食品等の加工・販売のために必要な施設 (1) 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設 農林漁業者等と中小企業者が連携する際の、新商品の原材料となる農林水産物を有効に活用した食品等の加工・販売に必要な、当該新商品の製造過程に対応した機械及び建物（販売施設は、加工施設の整備と一体的に整備するものに限る。） (2) [略]</p> <p>第3 事業実施主体等 1 事業実施主体は、六次産業化・地産地消法第5条若しくは第6条の規定に基づく認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農商工等連携促進法第4条若しくは第5条の規定に基づく認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者であって、交付対象事業費に充てるために2に定める資金の貸付けを受けて事業を実施する次の者とする。 (1)・(2) [略] 2 1の貸付けを受けて交付対象事業費に充てる資金は、次に掲げる機関が貸し付ける資金及び法</p>	<p>別記<u>5</u>－1</p> <p style="text-align: center;">加工・直売施設整備事業</p> <p>第1 事業の内容 <u>本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次の1又は2の取組に要する経費の額から第3の2の資金の貸付額を除いた自己負担部分とする。</u> 1・2 [略]</p> <p>第2 交付対象施設等の範囲 第1の1及び2の取組のうち事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であるものについては次の1及び2を、第1の2の取組のうち事業実施主体が中小企業者であるものについては次の3を、それぞれ交付対象とする。 1 [略] 2 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等 (1)～(3) [略] (4) 農産物生産に必要な施設 農業用機械・施設（ただし、新商品の原材料となる農林水産物の生産に用いる等、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携計画の取組に真に必要なものに限る。） (5)～(13) [略] 3 食品等の加工・販売のために必要な施設 (1) 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設 農林漁業者等と中小企業者が連携する際の、新商品の原材料となる農林水産物を有効に活用した食品等の加工・販売に必要な、当該新商品の製造過程に対応した機械・施設（販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限る。） (2) [略]</p> <p>第3 事業実施主体等 1 事業実施主体は、六次産業化・地産地消法第5条又は第6条の規定に基づく認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農商工等連携促進法第4条又は第5条の規定に基づく認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者であって、交付の対象となる経費に充てるために2に定める資金の貸付けを受けて事業を実施する次の者とする。 (1)・(2) [略] 2 1の貸付けを受けて交付の対象となる経費に充てる資金は、次に掲げる機関が貸し付ける資</p>

律又は地方公共団体の条例等に基づいて貸し付けられる資金とする。

(1)～(17) [略]

3 本事業の交付率は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交付金の交付率は、定額（交付対象事業費の3/10以内）とする。

ただし、次のいずれかの要件を満たす事業については、定額（交付対象事業費の1/2以内）とする。

ア 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、地域外での販路確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済へ波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業

イ 市町村戦略（本要綱別記1-1の第1の(1)に規定する市町村戦略をいう。以下同じ。）に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める事業

(2) 交付要綱の別表の交付率の欄に規定する事業実施主体に交付する補助金の額の算定の方法は、次のアからウまでに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とする。ただし、当該方法により算出された額が1億円を超えるときは、この項の規定にかかわらず、1億円以内とする。

ア 交付対象事業費に3/10（第3の3の(1)のただし書に該当する場合は1/2）を乗じて得た額

イ 交付対象事業費に充てるために貸し付けられた第3の2の資金の額

ウ 交付対象事業費からイの額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

第4 目標年度及び成果目標

1 [略]

2 成果目標は、次の(1)又は(2)に掲げる取組に応じ、それぞれに定める目標とする。

また、このうち、第3の3の(1)のアに該当する取組については、次の(3)に定める目標を設定することとする。

(1)・(2) [略]

(3) 第3の3の(1)のアに該当する取組

地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標

第5 採択基準等

1 採択基準

(1) 共通基準

ア 事業規模（施設等整備に要する経費）が1億円以上となる事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること。

イ [略]

金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づいて貸し付ける資金とする。

(1)～(17) [略]

3 本事業の交付率は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交付金の交付率は、定額（交付対象事業費の3/10以内）とする。

ただし、次のいずれかの要件を満たす事業については、定額（交付対象事業費の1/2以内）とする。

ア 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、地域外での販路確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済へ波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業

イ 市町村戦略（本要綱別記1-1の第1の(1)に規定する市町村戦略をいう。以下同じ。）に基づいて行われる取組として当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める事業

(2) 交付要綱の別表の交付率の欄に規定する事業実施主体に交付する補助金の額の算定の方法は、次のアからウまでに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とする。ただし、当該方法により算出された額が1億円を超えるときは、この項の規定にかかわらず、1億円以内とする。

ア 交付の対象となる経費に3/10（第3の3の(1)のただし書に該当する場合は1/2）を乗じて得た額

イ 交付の対象となる経費に充てるために貸し付けられた第3の2の資金の額

ウ 交付の対象となる経費からイの額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

第4 目標年度及び成果目標

1 [略]

2 成果目標は、次の(1)又は(2)に掲げる取組に応じ、それぞれに定める目標とする。

また、このうち、第3の3の(1)のアに該当する取組については、次の(3)に定める目標を設定することとする。

(1)・(2) [略]

(3) 第3の3の(1)のアに該当する取組

地域外での販路開拓、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標

第5 採択基準等

1 採択基準

(1) 共通基準

ア 事業規模（総事業費）が1億円以上である事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること。

イ [略]

ウ 整備を予定している施設が、その性能及び規模等にかんがみ、成果目標の達成に向け適切なものであること。

(削る。)

エ 利用計画に基づく施設の適正な利用が確実であると認められること。

オ 組織の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

カ 整備を予定している施設で加工された製品の販売(販路)等に関する計画が明らかになっていること。

キ 第6の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

ク 目標年度において、事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。

ケ 事業実施主体の直近3か年の経営状況について、原則として、3期連続して経常損失を計上していないこと、かつ、直近の決算において債務超過(貸借対照表上負債が資産を上回った状態)でないこと。

(2) [略]

(3) 農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組の基準

中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の50%以上(仕入量又は仕入金額)を、ネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の50%以上(取扱量又は取扱金額)を、事業実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企業者に供給すること。

2 事業の実施に関する事項

(1) 都道府県知事は、事業実施主体からの事業実施計画の受領時から、事業実施主体に対する交付決定時まで、第3の2の資金を貸し付ける機関から事業実施主体へ貸付けが行われることを、当該貸し付ける機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われることを証明する書類により確認するものとする。

(2)・(3) [略]

(4) 交付の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

(5) [略]

3 交付の対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、交付の対象とはしない。

なお、交付の対象としない経費の額が施設等整備に要する経費に含まれ、単体で区分できない場合は、面積等の条件に応じて按分計算等の方法を用いて、交付の対象としない経費の額を算定して除外するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 既存の施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備するもの(いわゆる更新)並びに補助の対象とする施設のうち附帯施設のみに係る経費

(注) 認定総合化事業計画の実施期間の終了後、当該認定を受けて生産した新商品についてさらなる需要を開拓し増産を図るために、改めて総合化事業計画の認定を受けて取り組む場

ウ 整備を予定している機械・施設が、成果目標の達成に向け、適切であること。

エ 機械・施設的能力及び規模が適正であること。

オ 利用計画に基づく機械・施設の適正な利用が確実であると認められること。

カ 組織の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

キ 整備を予定している機械・施設で加工された製品の販売(販路)等に関する計画が明らかになっていること。

ク 第6の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

ケ 目標年度において、事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。

コ 事業実施主体の直近3か年の経営状況について、原則として、3期連続して経常損失を計上していないこと、かつ、直近の決算において債務超過(貸借対照表上負債が資産を上回った状態)でないこと。

(2) [略]

(3) 農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組の基準

中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物について、50%以上(仕入量又は仕入金額)をネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物について、50%以上(取扱量又は取扱金額)を事業実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企業者に供給すること。

2 事業の実施に関する事項

(1) 都道府県知事は、事業実施主体からの事業実施計画の受領時から、事業実施主体に対する交付決定時まで、第3の2の資金を貸し付ける機関から事業実施主体へ貸付けが行われることを当該貸し付ける機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われることを証明する書類により確認する。

(2)・(3) [略]

(4) 交付の対象とする機械・施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

(5) [略]

3 交付の対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、交付の対象とはしない。

なお、交付の対象としない経費の額が総事業費に含まれ、単体で区分できない場合は、面積等の条件に応じて按分計算等の方法を用いて、交付の対象とならない経費の額を算定して除外するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 既存の機械・施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備するもの(いわゆる更新)並びに補助の対象とする施設のうち附帯施設のみに係る経費

(注) 認定総合化事業計画の実施期間の終了後、当該認定を受けて生産した新商品についてさらなる需要を開拓し増産を図るために、改めて総合化事業計画の認定を受けて取り組む場